

労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書の概要 (労災補償の対象疾病の追加等の実施)

検討会の目的等

- 労災補償の対象疾病については、労働基準法施行規則第35条(別表第1の2)に明示しているところ、最新の医学的知見や職場における疾病の発生状況等を踏まえ、明示する対象疾病の追加等を検討
- 各分野の医学専門家を参集し、平成21年3月に検討を開始し、12月に報告を取りまとめ

主な見直しの内容

検討疾病

- ① 過重負荷による脳・心臓疾患
- ② 心理的負荷による精神障害
- ③ 石綿によるびまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水
- ④ 電離放射線による多発性骨髄腫・悪性リンパ腫(非ホジキンリンパ腫に限る。)
- ⑤ 塩化ビニルによる肝細胞がん

検討結果

労働基準法施行規則第35条(別表第1の2)に明示する労災補償の対象疾病として追加

※ その他上肢障害、介護業務に係る伝染性疾患についての規定を整備

労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書 (労災補償の対象疾病の追加等の実施)

新たに追加される7疾病

疾患名	疾患内容	労災認定件数						計
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
過重負荷による脳・心臓疾患	業務上の過重負荷による脳内出血、くも膜下出血、心筋梗塞、心停止等の脳・心臓疾患である。	314	294	330	355	392	377	2,062
心理的負荷による精神障害	業務上の強い心理的負荷によるうつ病、ストレス障害等の精神障害である。	108	130	127	205	268	269	1,107
石綿によるびまん性胸膜肥厚	吸入した石綿繊維の影響により胸膜(肺の表面を覆う膜)が広範囲に厚くなり、呼吸器機能の低下が生じるものである。	-	1	4	45	37	23	110
石綿による良性石綿胸水	吸入した石綿繊維の影響により肺に水が貯まり、呼吸器機能の低下が生じるものである。	-	2	2	26	24	29	83
電離放射線による多発性骨髄腫	放射線の影響により骨髄に発生する血液がんである。	1	0	0	0	0	0	1
電離放射線による悪性リンパ腫 (非ホジキンリンパ腫に限る。)	放射線の影響によりリンパ系組織に発生する血液がんである。	0	0	0	0	0	1	1
塩化ビニルによる肝細胞がん	塩化ビニルにばく露後、相当期間(20年~30年)を経て発症する遅発性のがんである。	0	0	0	0	0	1	1